

## 上勢頭地区基地返還跡地の環境汚染に関する意見書

平成8年に返還された、本町上勢頭の米軍嘉手納基地跡地で住宅用空き地の地中から、米軍が廃棄したとみられるコンクリート片や木片などの生活ごみが見つかり、沖縄防衛局の調査で、環境基準値の1.8倍の有害物質ダイオキシン類が検出されたことが、去る11月12日分かった。

今回発見されたダイオキシンについては、米軍に起因するものであることから、基本的には国が責任を持って調査及び対応を行う必要がある。

本町においては、昭和56年に返還された米軍メイモスカラー射撃場跡から米軍が投棄した大量のドラム缶や平成15年には、キャンプ桑江北側から、有害物質ポリ塩化ビフェニール（PCB）の使用が疑われる安定器（コンデンサー）338個、不発弾等が見つかり、大きな問題になった。

日本国内における米軍の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用できるよう地位協定を抜本的に改正して、深刻な環境被害の未然防止に努め、万一、環境汚染が発生した場合には、その調査及び浄化対策を日米両政府で実施する体制を確立する必要がある。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産・住環境を守る立場から、関係機関に対し、次の事項に迅速に対応し、措置されるよう強く要請するものである。

### 記

1. 当該敷地地権者の土地利用に対する意向を尊重し、不利益にならないように被害者に対する完全な補償をすること。
2. 周辺住民に対し調査結果及び汚染物質に係る住民説明会を実施し、情報公開を行うこと。
3. 有害物質等の調査とその除去を日米両政府の責任において実施すること。
4. 日米地位協定を抜本的に見直し、基地から派生する環境被害に万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長